

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p><b>序</b></p> <p>独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」)は、JICA が行う事業についての環境社会配慮を通じ、国際社会とりわけ開発途上地域の持続可能な開発への努力に貢献するために、本「環境社会配慮ガイドライン」を定め、公表する。</p> <p>これまで、有償資金協力については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年)を、技術協力については、「環境社会配慮ガイドライン」(2004年)を、それぞれ適用してきた。</p> <p>本ガイドラインは、独立行政法人国際協力機構法の改正により、改正法施行後の JICA が我が国の政府開発援助(以下「ODA」)の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、各援助手法の特性を踏まえつつ、これら2つのガイドラインの体系を一体化するよう策定されたものである。策定にあたっては、学識経験者、NGO、産業界及び政府関係者から構成される「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」で議論を行うとともに、パブリックコメント、パブリックコンサルテーションを行い、透明性と説明責任を確保した。</p> <p>なお、JICA は、環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。また、JICA は、開発途上国における環境社会配慮への対応能力向上への支援についても積極的に取り組む方針である。</p>	<p><b>序</b></p> <p>環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992年の環境と開発に関するリオ宣言は、第17原則において、「環境影響評価は、環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して、国の手段として実施されなければならない」と宣言している。</p> <p>アジェンダ21は、その9.12(b)で、各国政府は持続可能な開発に向けたエネルギー、環境、経済を統合した政策決定を行うための適切な方法論(特に環境影響評価を用いた方法論)の各国における開発を促進することを提案している。</p> <p>世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。</p> <p>ODAの実施にあたっては、1985年にOECDが「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を採択して以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境配慮のガイドライン作成と運用を行っている。加</p> <p>日本政府による二国間援助のうち贈与にあたる部分の技術協力と無償資金協力の調査を実施している JICA は、1988年の第一次環境分野別援助研究会の提言に基づき、1990年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす開発調査の実施にあたっては、事前調査の際にスクリーニングとスコーピングを行ってきた。環境配慮ガイドラインの導入後10年以上が経過し、JICA 事業全体に対する環境社会配慮の基本方針の作成やガイドラインの対象範囲の拡大及び遵守を確保する体制の整備等の必要性、環境社会配慮を強化する政府の方針、情報公開等の動きに対応し、ガイドラインの見直しが必要となってきた。</p> <p>以上の背景を踏まえ、JICA は、大学関係者、NGO、民間団体や関係府省の委員から構成された環境社会配慮ガイドライン改定委員会を2002年12月に設置した。JICA は、2003年9月までの間に公開性の高い方法で19回の委員会を開催し、委員会は2003年9月に提言を JICA に提出した。JICA は、環境社会配慮ガイドラインフォローアップ委員会を2003年11月に設置し、提言を踏まえて作成したガイドライン案を協議するとともに、2003年12月から2004年2月にかけてパブリックコメントを求めた。その後、パブリックコメントに基づいた修正と同フォローアップ委員会の協議を行い、環境社会配慮ガイドラインを2004年3月に完成した。</p> <p>JICA は、本ガイドラインを開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業に適用する。JICA は、業務方法書と中期計画に本ガイドラインを指針として業務運営を行う旨を規定した。JICA は、協力事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、相手国政府に対して環境社会配慮の支援と確認を本ガイドラインに従い適切に実施する。</p>	<p><b>前書き</b></p> <p>国際協力銀行(以下「本行」)は、本行が行う全ての投融資(以下「融資等」)の対象となるプロジェクト(以下「プロジェクト」)についての環境社会配慮を通じ、国際社会とりわけ開発途上地域の持続可能な開発への努力に貢献するために、本「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を定め、公表する。</p> <p>環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境(以下「環境」)に配慮することを言う。</p> <p>本ガイドラインは、本行が行う国際金融等業務及び海外経済協力業務に共通に適用される。</p> <p>本ガイドラインは、環境保全等に関する我が国による国際協力への取組み、環境社会配慮全般及び人権に関する国際的な枠組みの中での議論、並びに公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性を求める環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ、開発援助委員会(DAC)の環境に関するグッドプラクティス等の経済協力開発機構(OECD)での議論等を踏まえて策定されたものであり、これらの進展を勘案して今後も必要に応じ見直されるものである。</p> <p>なお、本行は、融資等の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。また、本行は、開発途上国における環境社会配慮への取組支援についても積極的に取り組む方針である。</p>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
	なお、本ガイドラインは5年以内に包括的な検討を行い、必要に応じて改定を行う。	
<b>I. 基本的事項</b>		
<p><b>1.1 理念</b></p> <p>我が国の政府開発援助大綱(「ODA 大綱」)は「理念」として、「社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図ることとし、「援助実施の原則」として「環境と開発を両立させる」、「開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」ことを挙げている。また、ODA 大綱では、ODA の効果の実施に当たっては「環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとる」こと等を挙げている。</p> <p>JICA は、ODA 大綱に従い、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各援助手法の特性を踏まえつつ、その実施に当たって環境や社会面に与える影響に配慮する。</p> <p>また、環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及びプロジェクトが実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている国・地域を含め、環境社会配慮の確認・支援を行う際には、こうした状況を十分に考慮する。</p> <p>さらに、環境社会配慮を機能させるためには、基本的人権の尊重が重要であることから、JICAは、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重し、この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮するとともに、人権の状況を把握する。</p>	<p><b>1.1 理念</b></p> <p>日本の政府開発援助大綱は、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会に与える影響などに十分注意を払い、公平性を確保することを定めている。</p> <p>政府開発援助のうち技術協力を担う JICA が、相手国が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICA は環境社会配慮を適切に行うことが求められている。</p> <p>環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。</p> <p>したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。</p> <p>このような考えの下、JICA は、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮する。</p>	
<p><b>1.2 目的</b></p> <p>本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮確認・支援の手続き、判断に当たっての基準、相手国等に求める要件を示すことにより、相手国等に対し、本ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮確認・支援の透明性・予測可能性・説明責任の確保に努める。</p>	<p><b>1.2 目的</b></p> <p>本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。</p>	<p><b>第1部2. ガイドラインの目的・位置付け</b></p> <p>本ガイドラインは、本行が行う環境社会配慮確認の手続き(融資決定前、融資決定後を含む)、判断に当たっての基準、及び融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、プロジェクト実施主体者に対し、本ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すものである。これにより本行は、本行が行う環境社会配慮確認の透明性・予測可能性・アカウントビリティの確保に努める。</p>
<p><b>1.3 定義</b></p> <p>1)「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重、その他の社会への影響に配慮することをいう。</p> <p>2)「相手国等」とは、相手国、相手国政府(地方政府を含む)又はプロジェクト実施主体者をいう。</p> <p>3)「プロジェクト」とは、相手国が実施し、JICA が協力を行う対象の事業をいう。</p>	<p><b>1.3 定義</b></p> <p>1.「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。</p> <p>2.「協力事業」とは、JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業をいう。</p> <p>3.「プロジェクト」とは、相手国が実施し、JICA が協力を行う対象の</p>	

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>4)「環境アセスメント報告書」とは、相手国等が作成する環境アセスメント報告書をいう。</p> <p>5)「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。</p> <p>6)「環境社会配慮の確認」とは、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、相手国等の行う環境社会配慮の本ガイドラインの要件の充足内容を確認することをいう。</p> <p>7)「環境社会配慮の支援」とは、相手国等の行う環境社会配慮について、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。</p> <p>8)「スクリーニング」とは、プロジェクトを A、B、C、FI のいずれかにカテゴリ分類することをいう。</p> <p>9)「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。</p> <p>10)「環境レビュー」とは、技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力の合意文書締結を意思決定する際に、要件の充足内容を確認するために環境社会配慮についてのレビューを行うことをいう。</p> <p>11)「モニタリング」とは、技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力の合意文書締結後、環境社会配慮の実施状況を相手国等が確認することをいう。</p> <p>12)「監理」とは、JICA が一定期間、必要に応じて、相手国等によるモニタリングを確認することをいう。</p> <p>13)「ステークホルダー」とは、プロジェクトの影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む。)及び現地で活動している NGO をいう。</p> <p>14)「合意文書」とは、Loan Agreement(L/A)、Grant Agreement (G/A)等をいう。</p>	<p>事業をいう。</p> <p>4.「環境社会配慮調査」とは、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう。</p> <p>5.「環境影響評価」とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう。</p> <p>6.「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。</p> <p>7.「環境社会配慮の支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。</p> <p>8.「環境社会配慮の確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制(予算、組織、人材、経験)、情報公開や住民参加の制度的枠組み、運用状況等の各種情報を確認し、相手国政府との協議、現地調査等を行い、プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。</p> <p>9.「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業を A・B・C の3段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。Aは影響が重大であるもの、BはAに比較して小さいもの、Cは影響が最小限かほとんどないものを指す。</p> <p>10.「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。</p> <p>11.「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいう。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。</p> <p>12.「審査諮問機関」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う機関のことをいう。</p> <p>13.「国際約束」とは、外務省が要請を採択した後に、協力事業の実施について日本国政府と相手国政府が結ぶ約束のことをいう。</p> <p>14.「フォローアップ」とは、環境社会配慮調査の結果が相手国政府の事業実施の意思決定に反映されていることを確認することをいう。</p> <p>15.「Terms of Reference(TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。</p>	

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
	<p>16. 「Scope of Work(S/W)」とは、開発調査の範囲、内容、スケジュール、便宜供与、相手国実施機関と JICA の実施する事項などを協議の上規定した文書のことをいう。</p> <p>17. 「Record of Discussion (R/D)」とは、技術協力プロジェクトの目的、活動、スケジュール、負担事項などを JICA が相手国実施機関と協議の上規定した文書のことをいう。</p> <p>18. 「Environmental Impact Assessment(EIA)レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>19. 「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>20. 「連携 Detailed Design Study(D/D)」とは、国際協力銀行と連携し、JICA が行う円借款案件を対象とした詳細設計調査のことをいう。</p> <p>21. 「基本設計調査」とは、無償資金協力案件の基本構想、基本設計、概算事業費の積算、運営維持管理体制の検証を行う調査のことをいう。</p>	
<p><b>1.4 環境社会配慮の基本方針</b> 環境社会配慮の確認・支援における基本方針は次のとおりである。</p> <p>(1) 影響の回避又は最小化 JICA は、プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避又は最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう、さまざまな手段を活用し、相手国等により適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。</p> <p>(2) 配慮の責任主体 環境社会配慮の主体は相手国等であり、JICA はその内容を本ガイドラインに照らし確認する。 JICA は、相手国等に対し、別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮に示す考え方を踏まえ、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促し、必要に応じて支援を行う。</p> <p>(3) 早期段階からの環境社会配慮 プロジェクトを実施するに当たっては、計画段階で、プロジェクトがもたらす環境社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかけるとともに、相手国等の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。</p> <p>(4) 環境社会配慮の確保</p>	<p><b>1.4 環境社会配慮の基本方針</b> JICA は、相手国政府の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、協力事業によって相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。 JICA は、環境社会配慮の観点から相手国政府に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国政府の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。 要請案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、JICA は、環境社会配慮の支援と確認の結果及び協力事業の方針に関して外務省に提言を行う。 JICA は、以下の7項目が特に重要であると認識している。</p> <p>(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする) JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。</p> <p>(重要事項 2:早期段階から環境社会配慮を実施する) JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。</p> <p>(重要事項 3:協力事業完了以降にフォローアップを行う)</p>	<p><b>第1部1. 本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針</b> 本行は、融資等を行うプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう、さまざまな手段を活用し、プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、もって開発途上地域の持続可能な開発に寄与する。 本行は、環境社会配慮確認にあたり、相手国の主権を尊重しつつ、環境社会配慮に係る相手国(地方政府を含む)、借入人及びプロジェクト実施主体者(以下「借入人等」と)の対話を重視するとともに、透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダー(以下「ステークホルダー」)の参加が重要であることに留意する。本行は、融資等を行うプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を本ガイドラインで明記し、環境社会配慮確認を行う。 本行は、融資等を意思決定する際に、要件の充足を確認するため、スクリーニング及び環境社会配慮についてのレビューを行う。 本行は、融資等を受けるプロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われるよう、融資契約等を通じて確保に最大限努力する。 本行は、融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じて、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う。 本行は、プロジェクトの準備・形成の段階から本行が関与する</p>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン
<p>JICA は、プロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が確保されるよう、必要に応じた支援を含め最大限努力する。</p> <p>JICA は、合意文書締結の意思決定を行う際に、要件の充足を確認するため、スクリーニング及び環境レビューを行う。また、合意文書締結後においても、一定期間、必要に応じ、相手国等に環境社会配慮が確実に実施されるよう働きかけを行う。</p> <p>(5) 説明責任の重視とステークホルダーの参加、情報公開 JICA は、環境社会配慮確認・支援に当たり、相手国等の主権を尊重しつつ、環境社会配慮に係る相手国等との対話を重視するとともに、透明性と説明責任を確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーの意味ある参加が重要であることを認識する。また、JICA は、環境社会配慮に関する情報をプロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。</p> <p>(6) 迅速性 JICA は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかけつつ、環境社会配慮面での手続きが不合理にプロジェクトの遅延を引き起こすことの無いよう努める。</p> <p>(7) 実施体制 JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制、実施能力の強化に努める。</p>	<p>JICA は、協力事業の完了以降においても、必要に応じて一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対して働きかけを行う。また、必要な場合は別途の協力事業により支援を行う。</p> <p>(重要事項 4:協力事業の実施において説明責任を果たす) JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。</p> <p>(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める) JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。</p> <p>(重要事項 6:情報公開を行う) JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。</p> <p>(重要事項 7:JICA の実施体制を強化する) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。</p>	<p>場合、適切な環境社会配慮がなされるよう、なるべく早期段階から借入人等に働きかける。</p> <p>本行は、環境社会配慮確認が十分かつ効果的に達成されるよう、常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める。</p> <p><b>第1部3.環境社会配慮確認にかかる基本的考え方</b> (1) 環境社会配慮の責任主体 プロジェクトにおける環境社会配慮の主体はプロジェクト実施主体者であり、本行はこれを本ガイドラインに照らし確認する。 本行は、本行の融資等を受けようとするプロジェクトにおけるプロジェクト実施主体者に対し、第2部 1.に示す考え方を踏まえ、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促す。</p>
<p><b>1.5 ガイドラインの対象</b> 本ガイドラインは、JICA が行う技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査を対象とする。</p>	<p><b>1.7 対象とする協力事業</b> JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。</p>	<p>本ガイドラインは、本行が行う国際金融等業務及び海外経済協力業務に共通に適用される。(前書き)</p>
<p><b>1.6 JICA による環境社会配慮確認</b> (1) 確認のプロセス JICA は、環境社会配慮確認のために、以下を実施する。なお、具体的手続きは、II.環境社会配慮の手続き、で示す。</p> <p>(a) プロジェクトを1.7に示すカテゴリのいずれかに分類すること(「スクリーニング」)</p> <p>(b) 合意文書締結の意思決定をする際に、要件の充足内容を確認するために環境社会配慮についてのレビューを行うこと(「環境レビュー」)</p> <p>(c) 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力に係る合意文書締結後の監理を行うこと</p> <p>JICA は、技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力に係る合意文書締結の意思決定に先立ちスクリーニング及び環境レビューを行う。</p> <p>JICA は、環境レビューにおいて、本ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1)プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2)相手国等の準備状況、経験、実施能力、資</p>		<p><b>第1部3.環境社会配慮確認にかかる基本的考え方</b> (2) 本行による環境社会配慮確認 本行は、環境社会配慮確認のために以下を実施する。</p> <p>(a) プロジェクトを第1部 4.(2)に示すカテゴリのいずれかに分類すること(以下「スクリーニング」)</p> <p>(b) 融資等を意思決定する際に、要件の充足を確認するために環境社会配慮についてのレビューを行うこと(以下「環境レビュー」)</p> <p>(c) 融資等の意思決定後のモニタリング及びフォローアップ(以下、フォローアップも含め単に「モニタリング」)</p> <p>本行は、融資等を行おうとするプロジェクトについて、意思決定に先立ちスクリーニング及び環境レビューを行う。</p> <p>本行は、環境レビューにおいて、本ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1)プロ</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が合意文書締結後も適切に実行されるかどうかを確認する。</p> <p>JICA は、環境社会配慮確認がプロジェクトの審査の重要な一側面であるとの認識に立って、プロジェクトの審査を行う際、環境レビューを密接不可分に行う。</p> <p>JICA は、協力準備調査を行う場合には「協力準備調査の手続き」を参考とし、また、「スクリーニングフォーム」や「環境チェックリスト」を適切に活用すること等により、スクリーニング及び環境レビューを効率的に行うと同時に、合意文書締結後におけるモニタリングを重視する。</p> <p>なお、開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査については、スクリーニング以降のプロセスは2. 2及び2. 3に従う。</p> <p>(2) 環境社会配慮確認に関する情報</p> <p>JICA は、基本的に相手国等から提供される情報に基づきスクリーニング及び環境レビューを行うが、必要に応じ、相手国等に対し追加的な情報の提供を求める。</p> <p>JICA は、相手国等から提供される情報のみならず、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う。</p> <p>他の金融機関等と協調融資を行うプロジェクトについては、その金融機関等との環境社会配慮に関する情報の交換に努める。</p> <p>カテゴリA(1. 7参照)のプロジェクトに関しては、相手国の環境アセスメント制度に基づき行われている、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う。</p> <p>JICA は、必要に応じ環境社会面に専門性を有する者によるプロジェクト予定サイトへの実査等により環境社会配慮の確認を行うことがある。JICA は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する。</p> <p>(3) 参照する法令と基準</p> <p>JICA は、プロジェクトが本ガイドラインの示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。</p> <p>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。</p> <p>さらに、JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと適合しているかどうかを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国等との対話を行い、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。</p> <p>なお、環境レビューにおいては、JICAは、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</p>	<p><b>2. 6 参照する法令と基準</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下のように確認する。</li> <li>JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。</li> <li>JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。</li> <li>JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</li> <li>JICA は、情報公開に関し、相手国政府と日本政府の関連す</li> </ol>	<p>プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2)プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する。</p> <p>本行は、環境社会配慮確認が本行の融資等に伴うリスク評価の重要な一側面であるとの認識に立って、プロジェクトの財務面、経済面、技術面の審査を行う際、環境レビューを密接不可分に行う。</p> <p>本行は、「スクリーニングフォーム」や「環境チェックリスト」を適切に活用すること等により融資前のスクリーニング及び環境レビューを効率的に行うと同時に、融資後におけるモニタリングを重視する。</p> <p>(3) 環境社会配慮確認に要する情報</p> <p>本行は、基本的に借入人等(輸出金融の場合は輸出者を含む)から提供される情報に基づきスクリーニング及び環境レビューを行うが、必要に応じ、借入人等に対し追加的な情報の提供を求める。</p> <p>本行は、借入人等から提供される情報のみならず、相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う。</p> <p>他の金融機関等と協調融資を行うプロジェクトについては、その金融機関等との環境社会配慮に関する情報の交換に努める。</p> <p>カテゴリA(第1部4.(2)参照)のプロジェクトに関しては、相手国の環境アセスメント制度に基づき行われている、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う。</p> <p>本行は、必要に応じ環境に専門性を有する者によるプロジェクト予定サイトへの実査等により環境社会配慮の確認を行うことがある。</p> <p>本行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する。</p> <p>(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準</p> <p>本行は、環境レビューにおいて、本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。</p> <p>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>さらに、本行は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を</p>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>(4) 緊急時の措置</p> <p>自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、政策上緊急に実施する必要がある、ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合に、適切な環境社会配慮の実施に支障のない範囲で、一部の手続きを変更することがある。この場合、JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを公開する。</p>	<p>る法律を踏まえる。</p> <p><b>1. 8 緊急時の措置</b></p> <p>緊急を要する場合は、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する。</p>	<p>参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国(地方政府を含む)、借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する。</p> <p>なお、環境レビューにおいては、本行は、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</p>
<p><b>1. 7 スクリーニング(カテゴリ分類)</b></p> <p>(1) スクリーニング</p> <p>JICA は、プロジェクトに関する環境レビューを行う前に、プロジェクトを次項のカテゴリのいずれかに分類する。これ以降の手続きは、各カテゴリに応じた手続に従って実施される。</p> <p>JICA は、早期にスクリーニングを行うため、必要な情報の早期提出を相手国等に求める。</p> <p>スクリーニングでは、プロジェクトの環境や社会への影響について、個別にプロジェクトの概要、規模、立地等を勘案し、カテゴリ分類を行う。</p> <p>相手国等からの情報提供に基づくスクリーニングの後でも、配慮すべき環境や社会への影響が新たに判明した場合など、必要に応じ、JICA はカテゴリ分類を変更することがありうる。</p> <p>(2) カテゴリ分類</p> <p>1) カテゴリA: 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合もカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙2に示す。</p> <p>2) カテゴリB: 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ぼさず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。なお、有償資金協力のエンジニアリング・サービス借款のうち、準備工事等を伴わないものについては、カテゴリ C に属するものを除きカテゴリ B とする。</p> <p>3) カテゴリC: 環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと考えられるプロジェクト。次のいずれかに属するプロジェクトは原則として、カテゴリCに分類される。</p> <p>(a) 通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト(例: 人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス)</p>	<p><b>2. 5 カテゴリ分類</b></p> <p>1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて3段階のカテゴリ分類を行う。</p> <p>2. カテゴリA: 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙2に示す。</p> <p>3. カテゴリB: 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ぼさず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。</p> <p>4. カテゴリC: 環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと考えられる協力事業。</p> <p>5. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>6. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p>	<p><b>第1部4. 環境社会配慮確認手続き</b></p> <p>(1) スクリーニング</p> <p>本行は、プロジェクトに関する環境レビューを開始する際に、プロジェクトを次項のカテゴリのいずれかに分類する。これ以降の環境レビューは、カテゴリに応じた手続に従って実施される。</p> <p>本行は、早期にスクリーニングを行うため、これに必要な情報の早期提出を借入人等に求める。</p> <p>スクリーニングでは、プロジェクトの環境への影響について個別に、プロジェクトのセクター・規模、プロジェクトの環境負荷の内容・程度・不確実性、プロジェクトの実施予定地及び周辺地域の環境及び社会の状況等を勘案し、カテゴリ分類を行う。</p> <p>借入人等からの情報提供に基づくスクリーニングの後でも、配慮すべき環境影響が新たに判明した場合など、必要に応じ、本行はカテゴリ分類を変更することがありうる。</p> <p>(2) カテゴリ分類</p> <p>カテゴリA: 環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積もりが困難であるような場合もカテゴリAプロジェクトに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を第2部3に示す。</p> <p>カテゴリB: 環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ぼさず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。なお、調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリ C に属するものを除きカテゴリ B とする。</p> <p>カテゴリC: 環境への望ましくない影響が最小限あるいは全くないと考えられるプロジェクト。次のいずれかに属するプロジェ</p>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>(b)プロジェクトに対する相手国等又はJICAの関与が小さく、JICAが環境レビューを行う意義に乏しいと合理的と考えられる場合</p> <p>4) カテゴリFI: JICAの融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICAの合意文書締結後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの合意文書締結(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境や社会への望ましくない影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される。</p> <p>(3) マスタープラン調査のカテゴリ分類 マスタープランは、プロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p>	<p>7. JICAは、相手国政府に別紙3のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。</p>	<p>クトは原則として、カテゴリCに分類される。但し、第2部3.に示す影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本行が支援する金額が10百万SDR相当円以下のプロジェクト</li> <li>② 通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト(例: 人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得)</li> <li>③ 特定プロジェクトと関連のない機器等の単体輸出入やリース等、プロジェクトに対する借入人もしくは本行の関与が小さく、本行が環境レビューを行う意義に乏しいと合理的と考えられる場合</li> </ol> <p>カテゴリFI: 本行の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、本行の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、本行の融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される。</p>
<p><b>1.8 情報公開</b> プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が行うことを原則とする。公開すべき環境社会配慮に関する情報には、プロジェクト本体に関する情報を含む。 JICAは、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するとともに、情報提供に対して誠実に対応する。これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、JICAは、重要な情報につき、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。更に、JICAは、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。 JICAは、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報がステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国における関係法令等を踏まえつつ、相手国等への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める。また、JICAは、相手国等がステークホルダーとの協議を行う場合においては、必要な情報を公開して行うよう働きかける。 JICAは、以上に規定するほか、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。 JICAは、情報公開の原則と、情報の保秘に係る相手国等の事情を両立させる。</p>	<p><b>2.1 情報の公開</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICAは、協力事業によって相手国を支援する。</li> <li>2. JICAは、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。</li> <li>3. JICAは、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。</li> <li>4. 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する情報を含む。</li> <li>5. JICAは、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。</li> <li>6. JICAは、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して積極的に働きかける。</li> <li>7. JICAが相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。</li> <li>8. JICAは、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書をJICA図書館、現地事務所等において閲覧に供する。</li> <li>9. JICAは、ウェブサイト上での公開に合わせて、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国政府と共同で作成し、積極的に情報公</li> </ol>	<p><b>第1部5. 本行の環境社会配慮にかかわる情報公開</b> (1) 基本的考え方 本行は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。 これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウントビリティ及び透明性を確保するため、本行は、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。さらに本行は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。 以上に規定するほか、第三者に対し、求めに応じて本行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。 本行は、借入人等の商業上等の秘密を尊重し、情報公開の原則とこうした秘密を両立させる。</p>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p><b>1.9 ステークホルダーとの協議</b> より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内できるだけ幅広く、ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とする。 特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p>	<p>開を行う。</p> <p><b>2.2 現地ステークホルダーとの協議</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内できるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。</li> <li>JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。 JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する。 JICA は、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。 JICA は、カテゴリBについても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</li> <li>協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。</li> </ol>	
<p><b>1.10 審査諮問機関</b> JICA は、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を設置する。審査諮問機関は、JICA が、カテゴリAのマスタープラン調査またはフィージビリティ調査全体を行う場合において、環境社会配慮調査に関し、JICA からの要請に応じて、助言を行う。事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。審査諮問機関の議論は公開され、議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。</p>	<p><b>2.4 審査諮問機関への諮問</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。</li> <li>審査諮問機関は、カテゴリA案件とカテゴリB案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。</li> <li>審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。</li> <li>協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、審査諮問機関の助言を得なければならない。</li> </ol>	
<p><b>1.11 JICA の意思決定</b> (1)技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力 JICA は、スクリーニング及び環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境社会配慮の確認の結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICA は技術協力、有償資金協力、無償資金協力を実施しないこともありうる。</p>	<p><b>2.8 JICA の意思決定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>JICA は、プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う。提言には、必要に応じ</li> </ol>	<p><b>第1部3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方(5)意思決定への反映</b> 本行は、環境レビュー結果を、融資等の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないことも</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>JICA は、相手国等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、合意文書あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相手国等は、環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて JICA へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨 JICA に報告すること。</li> <li>相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。</li> <li>相手国等が、本ガイドラインに基づき JICA が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合に、JICA は、合意文書に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の変更(停止及び期限前償還を含む)を求めることがあること。</li> <li>監理の結果、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、相手国等に対し、適切な対応を要求することがあること。さらに、JICA の要求に対する相手国等の対応が不適當な場合には、JICA は技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力の実施の変更(停止及び期限前償還を含む)を検討することがあること。</li> </ul> <p>(2) 開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p> <p>JICA は、外務省が採択した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう、必要な措置を盛り込む。</p> <p>このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、案件を中止すべきことを外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p>	<p>て、より上位の調査に変更することや、無償資金協力のための事前の調査から開発調査に変更することなどを含める。</p> <p>2. JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。</p> <p>3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p>	<p>ありうる。</p> <p><b>第1部6. 意思決定、融資契約等への反映</b></p> <p>本行は、環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映する。本行は、プロジェクトの環境社会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えると考える場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。</p> <p>本行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借入人は、プロジェクト実施主体者が行う環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて本行へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨本行に報告すること。</li> <li>借入人は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。</li> <li>借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府(地方政府を含む)の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。</li> <li>借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき本行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが融資実施後に明らかになった場合に、本行は、融資契約に基づき、貸付実行の停止あるいは借入人に期限前償還を求めることがあること。</li> </ul>
<p><b>1. 12 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保</b></p> <p>JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。JICA は、ガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。</p>	<p><b>2. 9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保</b></p> <p>JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はガイドラインの遵守を確保する一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。</p>	<p><b>第1部7. ガイドラインの適切な実施・遵守の確保</b></p> <p>本行は、本ガイドラインに示された方針や手続きが適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。本行は、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる。</p>
<p><b>1. 13 ガイドラインの適用と見直し</b></p> <p>本ガイドラインは、平成〇年〇月〇日より施行し、本ガイドライン施行以前に実質的な要請に至ったプロジェクトについては、当該プロジェクトに適用されていたガイドラインを適用する。</p>	<p><b>2. 10 ガイドラインの適用と見直し</b></p> <p>1. 本ガイドラインは、2004年4月1日より施行し、2004年度の要請案件から適用する。2004年4月1日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドライン</p>	<p><b>第1部8. ガイドラインの適用及び見直し</b></p> <p>本ガイドラインは平成15年10月1日より施行し、本ガイドライン施行以前に実質的な融資要請に至ったプロジェクトについては、「国際金融業務における環境配慮のためのガイドライン」乃</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン
<p>JICAは、本ガイドラインの実施状況について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後 10 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。改定に当たっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、我が国の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。ただし、軽微な改定については、この限りでない。</p>	<p>を適用して協力事業を実施する。ただし、異議申し立て制度については、早急に体制整備を進める。</p> <p>2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。</p> <p>3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。</p>	<p>至「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」を適用する。</p> <p>本行は、本ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき、ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。改訂に当たっては、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO 等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。</p>
<p><b>II. 環境社会配慮の手続き</b></p>		
<p><b>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</b> (1) カテゴリー別の環境レビュー JICA は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。環境レビューに当たっては、セクター別の環境チェックリストを適切に活用する。</p> <p>1)カテゴリーA プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。 相手国等は、原則として環境アセスメント報告書(別紙 4 参照)及び相手国等の環境許認可証明書を提出しなければならない。また、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画(別紙 1 参照)、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画(別紙 1 参照)をそれぞれ提出しなければならない。JICAは、相手国等により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境レビューを行う。</p> <p>2)カテゴリーB 環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリーAより狭い。相手国等から提供される情報(相手国等で環境アセスメント報告書等が作成される場合は、これらを参照することもあるが、必須ではない)に基づき、JICA は、プロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価する(代替案検討を含む)とともに、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。また、必要に応じて、情報公開、ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>3)カテゴリーC スクリーニング以降の手続きは省略される。</p>		<p><b>第1部4. 環境社会配慮確認手続き</b> (1) カテゴリー別の環境レビュー 本行は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。 カテゴリーA: プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。カテゴリーAプロジェクトについては、借入人等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書(第2部2参照)が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等が提出されなければならない。本行は、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境レビューを行う。 カテゴリーB: 環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリーAより狭い。カテゴリーAのレビューと同様、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があればこれも含めた評価を行う。本行は、借入人等から提供される情報に基づき、環境レビューを行う。環境アセスメント手続がなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。 カテゴリーC: スクリーニング以降の環境レビューは省略される。 カテゴリーF: 本行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。  上記レビューに当たっては、セクター毎の環境チェックリストを参照する。</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>4)カテゴリF1</p> <p>JICA は、金融仲介者等がサブプロジェクトの選定・実施において本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮を行うことを確認する。金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行うことを原則とする。</p> <p>JICA は、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じ実施能力強化のための適切な措置がとられることを求める。適切な措置がとられず、かつサブプロジェクトにカテゴリAに分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、サブプロジェクトに求められる必要な環境社会配慮確認を、自ら行うことがある。</p>		
<p>(2)モニタリング及び監理</p> <p>相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリA、B及びF1のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングのうち重要な環境社会面への影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。</p> <p>JICA による監理が必要と判断された項目について、相手国等はモニタリングを行い、その結果を JICA に定期的に提出する。また、必要に応じ、JICA が自ら調査を実施することがある。</p> <p>プロジェクトの内容に重大な変更が生じ、環境レビューになかった重大な環境社会配慮影響が見込まれる場合、環境レビューを再度行う。</p> <p>第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明で説明責任のあるプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。</p> <p>また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、JICA は相手国等に対し、JICA が調査を行うことに対する協力を求めることがある。</p>		<p><b>第1部4. 環境社会配慮確認手続き</b></p> <p>(2)モニタリング</p> <p>プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、本行は原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。</p> <p>モニタリングに必要な情報は、適切な方法により、借入人等より報告される必要がある。また、必要に応じ、本行が自ら調査を実施することがある。</p> <p>第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、本行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す。プロジェクト実施主体者が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを本行は確認する。</p> <p>また、必要に応じ、本行が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、本行は借入人等に対し、本行が調査を行うことに対する協力を求めることがある。</p> <p>本行は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると本行が判断した場合には、予め締結された融資契約に基づき、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に対し、適切な対応を要求することがある。さらに、融資契約に基づき、本行の要求に対するプロジェクト実施主体者の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等の本行側の措置を検討することがある。</p>
<p>(3)情報公開</p> <p>1)JICA は、合意文書締結の意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。</p> <p>(a) 協力準備調査を行うプロジェクトについては、協力準備調査の実施決定前に、</p>		<p><b>第1部5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開</b></p> <p>(2)情報公開の時期と内容</p> <p>本行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>協力準備調査を行わないプロジェクトについては、スクリーニングを終了したときできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で公開する(カテゴリ C に分類された技術協力プロジェクトを除く)(第1次スクリーニングと呼ぶ)。</p> <p>(b) 環境レビューの実施に先立ち、カテゴリA、Bのプロジェクトについては、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠、影響項目の説明をウェブサイト上で公開する(第2次スクリーニングと呼ぶ)。</p> <p>(c) カテゴリA、Bのプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため相手国等から入手した環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書(以下「環境アセスメント報告書等」)の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等(これらに代えて環境社会配慮調査結果の場合がある)をウェブサイト上で速やかに公開する。カテゴリAのプロジェクトの環境アセスメント報告書については、原則として、合意文書締結の120日以前に公開する。</p> <p>(d) 環境アセスメント報告書等以外に、JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書のうち、相手国で一般に公開されている文書については、その入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書をウェブサイト上で公開する。</p> <p>2) JICA は、合意文書締結後、カテゴリA、B及びFIプロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>3) JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国で一般に公開されている範囲内で、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>4) JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととする。なお、JICA と相手国等との間の契約上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。</p>		<p>確保して行うよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スクリーニングを終了したときはできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開する。</li> <li>● カテゴリA及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。</li> </ul> <p>本行は、融資契約締結後、カテゴリA、B及びFIプロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>本行は、競争関係を踏まえ、借入人等の商業上等の秘密には十分配慮し、借入人等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう借入人等に促すこととする。なお、本行と借入人との間の契約上、情報開示が禁じられる情報については借入人等の同意または法の要請により情報開示を行う。</p>
<p><b>2.2 開発計画調査型技術協力</b></p> <p>(1) 要請確認段階</p> <p>1)外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国等の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、その根拠と共に外務省に通報する。</p> <p>2)JICA は、カテゴリAに分類された要請案件については、事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集した上で1)の通報を行う。</p> <p>また、以下の手続きについては、カテゴリCの調査については、スクリーニング以降の手続きは省略される。</p>	<p>要請確認段階(全てのスキームに共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ1回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し外務省に提言を行う。</li> <li>2. JICA は、カテゴリAに分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。</li> <li>3. カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館やJICA 事務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会の</li> </ol>	

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
	<p>みでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。</p> <p>4. 外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で情報公開する。また、カテゴリAとカテゴリBの協力事業については、JICA が外務省に提言した内容をウェブサイト上で情報公開する。</p>	
<p>(2) マスタープラン調査 1) 詳細計画策定調査段階 JICAは、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、必要に応じ、現地踏査を行う。</p> <p>JICAは、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、相手国等との協議を行う。収集した情報及び相手国等との協議結果に基づき、2回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の調査項目案を作成する。JICAは、カテゴリAの調査については、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行う。</p> <p>JICAは、環境社会配慮調査の調査項目案及び調査実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国等による計画決定に適切に反映されることについて相手国等の合意を得る。</p> <p>JICAは、相手国等と合意できた場合、調査項目案を含む合意文書を締結する。合意できない場合には、締結を行わずに保留案件とする。</p> <p>なお、詳細計画策定調査を行わない場合は、上記を本格調査の開始段階で行う。</p>	<p><b>3.2 開発調査(マスタープラン調査)</b> 3.2.1 事前調査段階</p> <p>1. JICA は、1回目のスクリーニング結果等に基づき事前調査を行う。この際、カテゴリA及びBの調査については必ず、カテゴリCの調査については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。</p> <p>2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査のTerms of Reference(TOR)案を作成する。JICA は、カテゴリA の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果をTOR 案に反映させる。</p> <p>4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。</p> <p>5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、Scope of Work(S/W)案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。</p> <p>3.2.2 S/W 署名段階</p> <p>1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含むS/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでない判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。</p> <p>2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。</p>	
<p>2) 本格調査段階 次が行われるものとする。 (a) JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 (b) JICA と相手国等は、詳細計画策定調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、スコーピング案を作成する。既存データなど比較的容易</p>	<p>3.2.3 本格調査段階</p> <p>1. JICA は、カテゴリA又はBの調査については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成す</p>	

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、主に代替案の比較検討に環境社会配慮面を組み込む方法で、環境社会配慮の検討を行う。環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR)は、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。なお、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。</p> <p>(c)カテゴリAの調査については、スコーピング案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が環境社会配慮調査の TOR に反映される。協議の内容については、代替案の検討についても広く含まれる。</p> <p>(d) カテゴリAの調査については、調査の中間段階で、情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書案に反映される。ただし、ステークホルダー協議が必要ないと考えられる場合は省略される。</p> <p>(e) カテゴリAの調査については、最終報告書案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書に反映される。</p> <p>(f) カテゴリBの調査については、必要に応じて、情報公開した上でステークホルダー協議が行われる。</p> <p>(g) JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p>	<p>る。</p> <p>3. JICA は、カテゴリAの調査については、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査のTORに反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリBについても必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。なお、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。</p> <p>5. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6. カテゴリAの調査については、JICA は、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。カテゴリBについても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。カテゴリAの調査については、同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリBについても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>8. JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p>	
<p>(3) フィージビリティ調査 1)詳細計画策定調査段階 JICAは、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、必要に応じ、現地踏査を行う。 JICAは、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、相手国等との協議を行う。収集した情報及び相手国等との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の調査項目案を作成する。JICAは、カテゴリAの調査については、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行う。 JICA は、環境社会配慮調査の調査項目案及び調査実施体制についての相手</p>	<p><b>3.3 開発調査(フィージビリティ調査)</b> 3.3.1 事前調査段階 1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき、事前調査を行う。この際、カテゴリA及びBの調査については必ず、カテゴリCについては必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。 2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その</p>	

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国等による計画決定に適切に反映されることについて相手国等の合意を得る。</p> <p>JICAは、相手国等と合意できた場合、調査項目案を含む合意文書を締結する。合意できない場合には、締結を行わずに保留案件とする。</p> <p>なお、詳細計画策定調査を行わない場合は、上記を本格調査の開始段階で行う。</p>	<p>結果に基づく環境社会配慮調査のTOR案を作成する。JICAは、カテゴリAの調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果をTOR案に反映させる。</p> <p>4. JICAは、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。</p> <p>5. JICAは、TOR案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、S/W案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国政府による計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。</p> <p>3.3.2 S/W 署名段階</p> <p>1. JICAは、相手国政府と合意できた場合、TOR案を含むS/Wに署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICAとして協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。</p> <p>2. JICAは、署名後速やかに、S/Wと環境社会配慮に関連する情報を公開する。</p>	
<p>2) 本格調査段階(カテゴリA) 次が行われるものとする。</p> <p>(a) JICAは、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>(b) JICAと相手国等は、詳細計画策定調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、スコーピング案を作成する。スコーピング案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が環境社会配慮調査のTORに反映される。協議の内容については、代替案の検討についても広く含まれる。TORは、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>(c) JICAと相手国等は、TORに従い、詳細な現地調査に基づき、環境社会配慮調査を行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策(影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む)やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。</p> <p>(d) 調査の中間段階で、情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書案に反映される。ただし、ステークホルダー協議が必要ないと考えられる場合は省略できる。</p> <p>(e) 最終報告書案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書に反映される。</p> <p>(f) JICAは、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p>	<p>3.3.3 本格調査段階</p> <p>3.3.3.1 カテゴリAの調査</p> <p>1. JICAは、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICAは、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>3. JICAは、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査のTORに反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。</p> <p>4. TORは、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>5. JICAは、TORに従い、EIAレベルで、環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策(影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む)やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6. JICAは、環境社会配慮の概要検討時に情報公開した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。</p> <p>7. JICAは、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明コメントを得る。同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。</p>	

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
	<p>8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p>	
<p>3) 本格調査段階(カテゴリB) 次が行われるものとする。</p> <p>(a) JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>(b) JICA と相手国等は、詳細計画策定調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、TOR を作成する。TOR は、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。JICA と相手国等は、TOR に従い、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国等と共同で行う。</p> <p>(c) 必要に応じて、情報公開した上で、ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>(d) JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p>	<p>3.3.3.2 カテゴリBの調査</p> <p>1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府とスコーピングを行い、環境社会配慮調査のTOR を作成する。</p> <p>3. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>4. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、調査の結果を適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>5. JICA は、IEE レベルの調査結果を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、上記「3.3.3.1」の手続きに従う。カテゴリBとされたものについては、環境社会配慮調査の結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。</p> <p>6. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>7. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>8. JICA は必要に応じて、情報公開するとともに相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p>	
<p>4) 開発計画調査型技術協力のフォローアップ</p> <p>JICA は、調査終了後の一定期間、相手国等からプロジェクトの事業化に対して資金協力を行う機関の決定の情報が提供された場合は、当該機関に、JICA の調査結果を通知する。</p>	<p>3.7 フォローアップ</p> <p>1.環境影響評価の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、JICA は、環境社会配慮調査結果を考慮した環境影響評価の手続きを審査前の段階で確認するためにフォローアップを行う。</p> <p>2.JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて公開する。</p> <p>3.協力事業の終了事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題をの把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開</p>	

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>(4) 情報公開 JICAは、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。</p> <p>1)カテゴリAに分類された要請案件については、事業実施国、実施地域、事業概要の3点をウェブサイト上で一定期間、情報公開する。</p> <p>2)外務省が国際約束を締結した段階で、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で情報公開する。</p> <p>3)カテゴリA、Bのプロジェクトについては、合意文書締結後速やかに、合意文書と環境社会配慮に関連する情報を、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>4)カテゴリAのプロジェクトについては、スコーピング案、最終報告書案、必要に応じ調査の中間段階の資料の環境社会配慮関係部分を、ウェブサイト上で公開する。</p>	<p>する。</p>	
<p><b>2.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査</b></p> <p>(1) カテゴリ別の環境社会配慮の確認 JICAは、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類に従って環境社会配慮の確認を行う。環境社会配慮の確認に当たっては、セクター別の環境チェックリストを適切に活用する。</p> <p>1) カテゴリA プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。 相手国等は、原則として環境アセスメント報告書(別紙4参照)及び相手国等の環境許認可証明書を提出しなければならない。また、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画(別紙1参照)、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画(別紙1参照)をそれぞれ提出しなければならない。JICAは、相手国等により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境社会配慮の確認を行う。</p> <p>2) カテゴリB 環境社会配慮の確認の範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリAより狭い。相手国等から提供される情報(相手国等で環境アセスメント報告書等が作成される場合は、これらを参照することもあるが、必須ではない)に基づき、JICAは、プロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価する(代替案検討を含む)とともに、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。また、必要に応じて、情報公開、ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>3) カテゴリC スクリーニング以降の手続きは省略される。</p>		

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>(2)情報公開 1)JICAは、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。</p> <p>(a)事前の調査の実施決定前に、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で公開する(第1次スクリーニングと呼ぶ)。</p> <p>(b)第1次スクリーニング後、(c)の公開に先立ちに先立ち、カテゴリA、Bのプロジェクトについては、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠、影響項目の説明をウェブサイト上で公開する(第2次スクリーニングと呼ぶ)。</p> <p>(c)カテゴリA、Bのプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため相手国等から入手した環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書(以下「環境アセスメント報告書等」)の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等(これらに代えて環境社会配慮調査結果の場合がある)をウェブサイト上で速やかに公開する。</p> <p>(d)環境アセスメント報告書等以外に、JICAが環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書のうち、相手国で一般に公開されている文書については、その入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書をウェブサイト上で公開する。</p>		
<p><b>別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</b></p>		
<p>以下に示す考え方にに基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とする。</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1)プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</p> <p>(2)このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。</p> <p>(3)このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境アセスメント報告書が作成されなければならない。</p> <p>(4)特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、説明責任を向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。</p>	<p><b>別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件</b></p> <p>基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</li> <li>2. このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。</li> <li>3. このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。</li> <li>4. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。</li> </ol>	<p><b>第2部1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</b></p> <p>以下に示す考え方にに基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とする。</p> <p>(基本的事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</li> <li>・このような検討は、環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、プロジェクトの経済的、財務的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。</li> <li>・このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境アセスメント報告書が作成されなければならない。</li> <li>・特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。</li> </ul>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン
<p>2. 対策の検討</p> <p>(1)プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</p> <p>(2)モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。</p>	<p>対策の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上より良い案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</li> <li>モニタリング、制度の整備など適切な事業実施段階の計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。</li> </ol>	<p>(対策の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</li> <li>モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。</li> </ul>
<p>3. 検討する影響の範囲</p> <p>(1)調査・検討すべき環境や社会への影響は、プロジェクト毎に影響を選定するが、影響の例には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、地域における利害の対立、HIV/AIDS などの感染症、労働環境(労働安全を含む)等)、越境又は地球規模の環境問題(地球温暖化を含む)への影響が含まれる。</p> <p>(2)調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。</p> <p>(3)環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p>	<p>環境社会配慮の対象範囲(検討する影響の範囲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響(越境の又は地球規模の環境影響を含む。)並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症。</li> <li>調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</li> </ol>	<p>(検討する影響の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等)、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。</li> <li>調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。</li> </ul>
<p>4. 法令、基準、計画等との整合</p> <p>(1)プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>(2)プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	<p>法令、基準、計画等との整合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(中央政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</li> <li>プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</li> </ol>	<p>(法令、基準、計画等との整合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</li> <li>プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</li> </ul>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>5. 社会的合意</p> <p>(1)プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>(2)女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>	<p>社会的合意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等の現地ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</li> <li>2. 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</li> </ol>	<p>(社会的合意及び社会影響)</p> <p>・プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>・女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>
<p>6. 生態系及び生物相</p> <p>(1)プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。</p> <p>(2)森林の違法伐採は回避しなければならない。商業伐採を伴うプロジェクトでは、違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。</p>		
<p>7. 非自発的住民移転</p> <p>(1)非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>(2)非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>(3)非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。</p> <p>(4)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーのOP.4.12 Annex Aに規定される内容が含まれることが望ましい。</p>	<p>非自発的住民移転</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</li> <li>2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</li> <li>3. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</li> </ol>	<p>(非自発的住民移転)</p> <p>・非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>・非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>・非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</p>

新環境社会配慮ガイドライン(素案)

2009年2月9日  
有識者委員会事務局

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>8. 先住民族</p> <p>(1) プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補填するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられなければならない。</p> <p>(2) プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約(先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む)の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めねばならない。</p> <p>(3) 先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画(他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある)として、作成、公開されていなければならない。先住民族計画の作成にあたり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議が行われていなければならない。協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.10 Annex Bに規定される内容が含まれることが望ましい。</p>	<p>先住民族</p> <p>プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</p>	<p>(先住民族)</p> <p>・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</p>
<p>9. モニタリング</p> <p>(1) プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の発生の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。</p> <p>(2) 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。</p> <p>(3) モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。</p> <p>(4) 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。</p>	<p>モニタリング</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。</li> <li>効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。</li> <li>モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表されていることが望ましい。</li> <li>第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。</li> </ol>	<p>(モニタリング)</p> <p>・プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の発生の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。</p> <p>・効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。</p> <p>・モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。</p> <p>・第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。</p>
<p><b>別紙2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示一覧</b></p>		
<p>ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別のプロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクトの内容に応じて1.7に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能</p>	<p><b>別紙2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示</b></p> <p>ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の協力事業をカテゴリ分類する際には、</p>	<p><b>第2部3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧</b></p> <p>1. 影響を及ぼしやすいセクター</p> <p>以下に示すセクターのうち大規模なもの。</p> <p>(1) 鉱山</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>性を持つものは「カテゴリA」に分類される。</p> <p>1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示 以下に示すセクターのうち大規模なもの。 (1) 鉱山開発(石油・天然ガス開発を含む) (2) パイプライン (3) 工業開発 (4) 火力発電(地熱含む) (5) 水力発電、ダム、貯水池 (6) 送变电・配電(大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの) (7) 河川・砂防 (8) 道路、鉄道、橋梁 (9) 空港 (10) 港湾 (11) 上水道及び下水・廃水処理(影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの) (12) 廃棄物処理・処分 (13) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) (14) 林業、植林</p> <p>2. 影響を及ぼしやすい特性の例示 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採</p> <p>3. 影響を受けやすい地域の例示 以下の地域又はその周辺。 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) (2) 国又は地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 &lt;自然環境&gt; 1) 原生林、熱帯の自然林 2) 生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) 3) 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 4) 大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 5) 砂漠化傾向の著しい地域 &lt;社会環境&gt; 1) 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 2) 少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</p>	<p>協力事業の内容に応じて2.5に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。</p> <p>1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示 以下に示すセクターのうち大規模なもの。 (1) 鉱業開発 (2) 工業開発 (3) 火力発電(地熱含む) (4) 水力発電、ダム、貯水池 (5) 河川・砂防 (6) 送变电・配電 (7) 道路、鉄道、橋梁 (8) 空港 (9) 港湾 (10) 上水道、下水・廃水処理 (11) 廃棄物処理・処分 (12) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) (13) 林業 (14) 水産業 (15) 観光</p> <p>2. 影響を及ぼしやすい特性の例示 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採</p> <p>3. 影響を受けやすい地域の例示 以下の地域又はその周辺 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)及びそれに準じる地域 (2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 &lt;自然環境&gt; ・原生林、熱帯の自然林 ・生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 &lt;社会環境&gt;</p>	<p>(2) 石油・天然ガス開発 (3) パイプライン (4) 鉄鋼業(大型炉を含むもの) (5) 非鉄金属精錬 (6) 石油化学(原料製造、コンビナートを含む) (7) 石油精製 (8) 石油・ガス・化学物質ターミナル (9) 紙、パルプ (10) 有害・有毒物質製造・輸送(国際条約等に規定されているもの) (11) 火力発電 (12) 水力発電、ダム、貯水池 (13) 送变电・配電(大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの) (14) 道路、鉄道、橋梁 (15) 空港 (16) 港湾 (17) 下水・廃水処理(影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの) (18) 廃棄物処理・処分 (19) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) (20) 林業、植林 (21) 観光(ホテル建設等)</p> <p>2. 影響を及ぼしやすい特性 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採</p> <p>3. 影響を受けやすい地域 以下の地域またはその周辺 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) (2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 &lt;自然環境&gt; ア 原生林、熱帯の自然林 イ 生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) ウ 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 エ 大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 オ 砂漠化傾向の著しい地域</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域</li> <li>・少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</li> </ul>	<p>&lt;社会環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域</li> <li>イ 少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</li> </ul>
<b>別紙3 スクリーニングに必要な情報</b>		
<p>スクリーニングは、以下の情報に基づき行うことを原則とする。なお、プロジェクトの特性・周辺状況等を踏まえ、必要に応じ追加情報を求めることがある。</p> <p>(記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境影響評価関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価の必要性</li> <li>・ 環境影響評価にかかる許認可の取得の有無</li> <li>・ 環境影響評価にかかる許認可の承認年月</li> <li>・ 環境影響評価にかかる許認可の承認機関名</li> <li>・ 環境に関するその他の許認可の取得の有無等</li> </ul> </li> <li>2. プロジェクト関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトサイト</li> <li>・ プロジェクトの内容</li> <li>・ 該当セクター</li> <li>・ プロジェクトの規模等</li> </ul> </li> <li>3. 環境社会影響関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境社会影響の程度</li> <li>・ 影響を受けやすい地域の有無</li> <li>・ 影響を及ぼしやすい特性の有無</li> <li>・ 影響を及ぼしやすい特性の規模</li> </ul> </li> </ol>		<p><b>第2部 4. スクリーニングに必要な情報</b></p> <p>スクリーニングは、以下の情報に基づき行うことを原則とする。なお、プロジェクトの特性・周辺状況等を踏まえ、必要に応じ追加情報を求めることがある。</p> <p>(記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 許認可関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価にかかる許認可の必要性</li> <li>・ 環境影響評価にかかる許認可の取得の有無</li> <li>・ 環境影響評価にかかる許認可の承認年月</li> <li>・ 環境影響評価にかかる許認可の承認機関名</li> <li>・ 環境に関するその他の許認可の取得の有無等</li> </ul> </li> <li>2. プロジェクト関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトサイトの住所</li> <li>・ プロジェクトの内容</li> <li>・ 該当セクター</li> <li>・ プロジェクトの規模等</li> </ul> </li> <li>3. 環境影響関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響の程度</li> <li>・ 影響を受けやすい地域の有無</li> <li>・ 影響を及ぼしやすい特性の有無</li> <li>・ 影響を及ぼしやすい特性の規模</li> </ul> </li> </ol>
<b>別紙4 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書</b>		
<p>以下の項目が満たされていることを原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、原則として、その手續を正式に終了し、相手国等の承認を得なければならない。</li> <li>2)環境アセスメント報告書(制度によっては異なる名称の場合もある)は、プロジェクトが実施される国で公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。</li> <li>3)環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であ</li> </ol>		<p><b>第2部 2. カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書</b></p> <p>以下の項目が満たされていることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない。</li> <li>・環境アセスメント報告書(制度によっては異なる名称の場合もある)は、プロジェクトが実施される国で公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。</li> <li>・環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが</li> </ul>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<p>り、また、コピーの取得が認められていることが要求される。</p> <p>4)環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。</p> <p>5)地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、少なくとも、特にスコーピング案作成時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。JICAがプロジェクトのフィージビリティ調査全体を行う場合は、少なくともスコーピング案作成時とドラフト作成時には協議が行われていることとする。</p> <p>6) 環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきものである。環境アセスメント報告書には、次に示す事項が記述されていることが望ましいが、少なくとも、協議会の記録を含むものとする。</p> <p>(a)概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。</p> <p>(b)政策的、法的、及び行政的枠組み — 環境アセスメント報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。</p> <p>(c)案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る投資(例:専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。住民移転計画又は社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。</p> <p>(d)基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。</p> <p>(e)環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要としない事項を特定する。</p> <p>(f)代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。</p> <p>(g)環境管理計画(EMP) — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。</p> <p>(h)協議 — 協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織(NGOs)、及</p>		<p>実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。</p> <p>・環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。</p> <p>・地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。</p> <p>・環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい。</p> <p><b>別表</b> カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書 注)</p> <p>環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。環境アセスメント報告書には以下の項目が含まれるべきである(順不同)。</p> <p>概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。</p> <p>政策的、法的、及び行政的枠組み — 環境アセスメント報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。</p> <p>案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る投資(例:専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。住民移転計画または社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。</p> <p>基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。</p> <p>環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要としない事項を特定する。</p> <p>代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営につい</p>

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン																				
<p>び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。</p>		<p>ての有効な代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。 環境管理計画(EMP) — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。 協議 — 協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織(NGOs)、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。 注)世界銀行 Operational Policy 4.01(OP4.01)Annex B に基づき作成。</p>																				
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目																						
<p>チェックリストには、以下の分類・環境項目が含まれる。活用に当たっては、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、必要な項目につきチェックすることとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(分類)</td> <td>(チェック項目)</td> </tr> <tr> <td>1. 許認可・説明</td> <td>・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明</td> </tr> <tr> <td>2. 汚染対策</td> <td>・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質</td> </tr> <tr> <td>3. 自然環境</td> <td>・保護区 ・生態系及び生物相 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理</td> </tr> <tr> <td>4. 社会環境</td> <td>・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産 ・景観</td> </tr> </table>	(分類)	(チェック項目)	1. 許認可・説明	・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明	2. 汚染対策	・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質	3. 自然環境	・保護区 ・生態系及び生物相 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理	4. 社会環境	・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産 ・景観		<p><b>第2部5. チェックリストにおける分類・チェック項目</b></p> <p>チェックリストには、以下の分類・環境項目が含まれる。活用に当たっては、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、必要な項目につきチェックすることとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(分類)</td> <td>(チェック項目)</td> </tr> <tr> <td>1. 許認可・説明</td> <td>・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明</td> </tr> <tr> <td>2. 汚染対策</td> <td>・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質</td> </tr> <tr> <td>3. 自然環境</td> <td>・保護区 ・生態系 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理</td> </tr> <tr> <td>4. 社会環境</td> <td>・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産</td> </tr> </table>	(分類)	(チェック項目)	1. 許認可・説明	・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明	2. 汚染対策	・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質	3. 自然環境	・保護区 ・生態系 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理	4. 社会環境	・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産
(分類)	(チェック項目)																					
1. 許認可・説明	・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明																					
2. 汚染対策	・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質																					
3. 自然環境	・保護区 ・生態系及び生物相 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理																					
4. 社会環境	・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産 ・景観																					
(分類)	(チェック項目)																					
1. 許認可・説明	・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明																					
2. 汚染対策	・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質																					
3. 自然環境	・保護区 ・生態系 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理																					
4. 社会環境	・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産																					

新ガイドライン(素案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・少数民族、先住民族</li> <li>・労働環境(労働安全を含む)</li> </ul> <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中的影響</li> <li>・事故防止対策</li> <li>・モニタリング</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観</li> <li>・少数民族、先住民族</li> </ul> <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中的影響</li> <li>・事故防止対策</li> <li>・モニタリング</li> </ul>
<b>別紙6 モニタリングを行う項目</b>		
<p>モニタリングを行う項目は、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、以下に掲げる項目を参照しつつ、必要な項目を判断することとする。</p> <p>1. 許認可・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当局からの指摘事項への対応</li> </ul> <p>2. 汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質 :SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、CO、O<sub>2</sub>、煤塵、浮遊粒子状物質、粉塵等</li> <li>・水質 :pH、SS(浮遊物質)、BOD(生物化学的酸素要求量)/COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素)、全窒素、全磷、重金属、炭化水素、フェノール類、シアン化合物、鉱油、水温等</li> <li>・廃棄物</li> <li>・騒音・振動</li> <li>・悪臭</li> </ul> <p>3. 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系 :貴重種に対する影響、対策等</li> </ul> <p>4. 社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民移転</li> <li>・生活・生計</li> </ul> <p>(注)大気質・水質については、排出値か環境値かを特定。また、工事中的影響か操業中の影響かによって、モニターすべき項目が異なることに留意が必要。</p>		<p><b>第2部6. モニタリングを行う項目</b></p> <p>モニタリングを行う項目は、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、以下に掲げる項目を参照しつつ、必要な項目を判断することとする。</p> <p>1. 許認可・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当局からの指摘事項への対応</li> </ul> <p>2. 汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質 :SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、CO、O<sub>2</sub>、煤塵、浮遊粒子状物質、粉塵等</li> <li>・水質 :pH、SS(浮遊物質)、BOD(生物化学的酸素要求量)/COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素)、全窒素、全磷、重金属、炭化水素、フェノール類、シアン化合物、鉱油、水温等</li> <li>・廃棄物</li> <li>・騒音・振動</li> <li>・悪臭</li> </ul> <p>3. 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系 :貴重種に対する影響、対策等</li> </ul> <p>4. 社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民移転</li> <li>・生活・生計</li> </ul> <p>(注)大気質・水質については、排出値か環境値かを特定。また、工事中的影響か操業中の影響かによって、モニターすべき項目が異なることに留意が必要。</p>